

神奈川県循環型社会づくり計画の改訂骨子案について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画として策定している神奈川県循環型社会づくり計画は、平成24年3月に全面改定し、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間として、平成24年度から平成28年度までの5年間の事業計画を定めている。

平成28年度に事業計画の最終年度を迎え、平成29年度から平成33年度までの事業計画を位置付ける必要があることから、廃棄物処理法の改正等の状況の変化を踏まえ、このたび改訂骨子案を取りまとめたので報告する。

1 改訂の趣旨

(1) 現行計画の内容

- ア 基本理念：廃棄物ゼロ社会
- イ 計画期間：平成24年度から平成33年度までの10年間
- ウ 事業計画期間：平成24年度から平成28年度までの5年間
- エ 計画目標（基準年度 平成21年度、目標年度 平成33年度）

目標① 生活系ごみ一人一日当たりの排出量
(730→680 g/人・日)

目標② 事業活動による廃棄物の県内GDP 1億円当たりの排出量
(54.6→53.6 t/億円)

(2) 計画改定（平成24年3月）後の状況変化

ア 国の動向

平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、これまでの循環の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目した施策を取組の柱に据えている。

平成27年8月に東日本大震災の教訓を踏まえ、廃棄物処理法及び災害対策基本法が改正され、非常災害時の廃棄物処理の原則や役割分担が明記されるとともに、都道府県廃棄物処理計画に非常災害時の廃棄物処理について定めること等が規定された。

平成28年1月に廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、第三次循環型社会形成推進基本計画の目標設定の考え方を基本とし目標量が設定されたほか、法改正に伴い、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等が、その内容に盛り込まれた。

イ 県の動向

平成27年7月にかながわグランドデザイン第2期実施計画を策定し、平成28年3月に環境政策の基本計画である神奈川県環境基本計画を策定した。

(3) 県内の廃棄物の状況

廃棄物の排出量等の動向は、長期的な傾向として最終処分の埋立量が減少するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展してきたものの、近年は、一般廃棄物については、再生利用率が横ばいで推移し、産業廃棄物は排出量、再生利用量及び最終処分量のいずれもほぼ横ばいで推移している。また、大規模な不法投棄等の不適正事案は減少しているものの、小規模な不法投棄は後を絶たない状況である。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の関連工事等により建設系廃棄物は今後とも高い水準で排出されることが想定されるほか、海洋汚染防止法告示改正による海洋投入処分に係る規制の厳格化など、より一層、環境保全と安全安心を重視した資源循環の実現を図っていく必要がある。

2 改訂のポイント

このような廃棄物をめぐる状況の変化に的確に対処し、諸課題の解決を図るため、計画について、次のような改訂を行う。

- ・ 計画目標の目標値の見直し及び新たな目標の追加
- ・ 廃棄物処理法の改正及び同法に基づく基本方針の変更に伴う災害廃棄物対策等の施策の見直し
- ・ 現行の事業計画を見直し、平成29年度から平成33年度までの事業計画を設定

3 改訂骨子案の概要

(1) 基本理念：

廃棄物ゼロ社会

(2) 計画期間：

平成24年度から平成33年度までの10年間

(3) 事業計画期間：

平成29年度から平成33年度までの5年間

(4) 計画目標（目標年度 平成33年度）

- ・ 生活系ごみ一人一日当たりの排出量 目標値：調整中
- ・ 事業活動による廃棄物の県内GDP 1億円当たりの排出量 目標値：53.6 t /億円
- ・ 一般廃棄物の再生利用率 目標値：31%
- ・ 製造業における産業廃棄物の再生利用率 目標値：50%
- ・ 不法投棄等残存量 目標：前年度より減少

(5) 施策

- ・ 廃棄物処理法の改正に即して、災害廃棄物対策に係る施策を見直し
- ・ 国の法体系に合わせて、一般廃棄物と産業廃棄物の別に再構成
- ・ 資源循環の取組を推進するための人材の育成や、PCB廃棄物の計画的な処理、高い水準での排出が想定される建設系廃棄物の不適正保管対策等の推進を明確に位置付けるなど、施策の柱立てを再構築

<施策体系>

改訂骨子案	現行計画
<p>大柱Ⅰ 資源循環の推進</p> <p>中柱1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、循環的利用の推進</p> <p>中柱2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、循環的利用の推進</p> <p>中柱3 人材の育成と広域連携の推進</p>	<p>大柱Ⅰ 資源循環の推進</p> <p>中柱1 生活系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進</p> <p>中柱2 事業系ごみの発生抑制、再使用、循環的利用の推進</p> <p>中柱3 発生抑制の基盤整備</p> <p>中柱4 低炭素社会に向けた発生抑制等の推進</p>
<p>大柱Ⅱ 適正処理の推進</p> <p>中柱1 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>中柱2 PCB廃棄物の計画的な処理の推進</p> <p>中柱3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進</p> <p>中柱4 海岸美化等の推進</p>	<p>大柱Ⅱ 適正処理の推進</p> <p>中柱1 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>中柱2 不法投棄の未然防止対策の推進</p>
<p>大柱Ⅲ 災害廃棄物対策※</p>	<p>大柱Ⅲ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築</p>

※ 本計画では、災害廃棄物対策に関する基本的な事項を定めることとし、具体的な対策や作業については、平成28年度中に災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理業務マニュアルとして定める（平成28年9月に当常任委員会へ計画素案を報告する予定）。

(6) 計画の進行管理

毎年度、計画目標の値、廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量等の状況、各種事業の実施状況について把握することにより行う。

4 検討体制

神奈川県環境審議会（以下「環境審議会」という。）において審議する。

5 今後のスケジュール（予定）

平成28年8月	環境審議会にて計画改訂素案を審議
9月	環境農政常任委員会へ計画改訂素案を報告
10月	計画改訂素案について県民意見募集 市町村への計画改訂素案に対する意見照会
12月	環境農政常任委員会へ県民意見募集結果を報告
平成29年2月	環境農政常任委員会へ計画改訂案を報告
3月	計画改訂

《参考資料》

神奈川県循環型社会づくり計画改訂骨子案